

「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規程」の改正に関する 主要変更事項について

1. 「JFAロングパイル人工芝ピッチ公認規程」の改正について

1) 改正の目的

- ・ 公認の有効期間3年を経過した公認施設の公認の更新に関する事項を定めるため。

2) 改正の内容

- ・ 改正の詳細内容は、別紙1の「『JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規程』改正に伴う新旧表」(別記1)を参照。改正のポイントは、次のとおり。

改正のポイント

3年間の公認の有効期間の終了後、次の要領で「公認の更新」を行えるようにする。

「公認の更新」における有効期間：3年間（新規の場合と同じ）

「公認の更新」における検査事項：フィールドテスト（検査費用は申請者が負担）

「公認の更新」における更新料：10万円（新規の場合は30万円）

2. 「人工芝ピッチ公認に関するガイドブック」の改正について (第2版) (第3版)

1) 改正の主目的

施設の利用実態に基づき、「JFA ロングパイル人工芝基準」に定めたフィールドテストの更新時における基準値を新たに設定するため。

「公認の更新」に関する諸手続きを定めるため。

2) 改正の内容

フィールドテスト基準値の変更

施設委員会（及びその幹事）による施設の利用実態調査等に基づき、次のとおり、「JFA ロングパイル人工芝基準」に定めたフィールドテストの更新時における基準値を新たに設定する。

< 下部構造特性 >

項目	試験方法	基準値（新設時）	基準値（更新時）	備考
傾斜	現場レベル測定	0～1.0%		更新時は調査なし
平坦性	平坦性測定試験 3mプロフィルメーター使用時	2.4mm以下		
基盤の透水性	現場透水試験器	300ml以上 / 15秒		

< ピッチが完成した時点(人工芝敷設後)の確認項目 >

(選手に対する特性試験)

項目	試験方法	基準値(新設時)	基準値(更新時)	備考
衝撃吸収性	DIN18032	50%以上	50%以上	更新時も基準値に変更なし
垂直方向変形	DIN18032 準用	9mm 以下	9mm 以下	
トラクション	BS7044	30-50Nm	30-50Nm	
靴底の滑り性	ISA 5	0.6-1.0	0.6-1.0	

(ボールに対する特性試験)

項目	試験方法	基準値(新設時)	基準値(更新時)	備考
垂直反発高さ	EN12235	60-100cm	60-120cm	更新時データの根拠参照
転がり距離	EN12234	4-10m	4-14m	
バウンド時の速度	EN13865	45-80%	45-80%	

上記の他、更新時のフィールド検査として、不陸の有無/芝の損傷/その他の目視による外観検査を実施。

更新時データの根拠: 当初JFAが設定した基準値は、FIFAの人工芝基準に合わせたもので、非常に高い基準となっていた(FIFAの人工芝基準は国際試合やプロリーグも対象としたものとなっている)。一方、本規程における公認施設については、国際試合やプロリーグなどでの使用は現段階では想定されておらず、あくまでも本規程は「Players First!」の視点に立った良質なプレー環境の供給、そして、未だ不足状態にある芝のピッチの量的な確保という2つの普及の観点より、「競技者がより快適にプレーできる環境を提供する」ことを目的に定められたものである。こうした背景に併せて、この度、施設委員会実施の公認施設等利用実態調査(別記2)の結果に鑑み、上記の新基準値への変更を行っても、現段階で想定する競技者のプレー環境は十分に確保できるということが判断できるため、上記のとおり、改正を行うものである。

「公認の更新」に関する諸手続きについて

第一号の更新施設の更新時期を控え、「公認の更新」に関する諸手続きについて、「人工芝ピッチ公認に関するガイドブック」(第3版)に追記した。

詳細は、別紙「人工芝ピッチ公認に関するガイドブック」(第3版)を参照。

3. 「JFAロングパイル人工芝-検査マニュアル」の改正について (第3版) (第4版)

1) 改正の主目的

- ・ 「JFA ロングパイル人工芝基準」に定めたフィールドテストの基準値の変更に伴い、その変更内容及び検査方法を定めるため。

2) 改正の内容

- ・ フィールドテストの基準値の変更に伴い、その変更内容及び検査方法を「JFA ロングパイル人工芝-検査マニュアル」(第4版)に追記した。

詳細は、別紙「JFA ロングパイル人工芝-検査マニュアル」(第4版)

以上

(別記1)

「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規程」改正に伴う新旧表

(旧)

第1条〔本規程の目的〕

本規程は、財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）基本規程第177条にもとづき、JFA ロングパイル人工芝ピッチの公認制度（以下、「本制度」という）に関する事項について定める。

第2条〔本制度の目的〕

本制度はサッカーの競技に適した人工芝を敷設したピッチを公認し、競技者がより快適にプレーできる環境を提供することを目的とする。

本制度により定める基準は、人工芝及びピッチのサッカー競技への適合性を判断することを目的とする。

第3条〔人工芝に関する条件〕

公認を受けようとするピッチには次条以下に定める製品検査（ラボテスト）を完了した人工芝を敷設しなければならない。

第4条〔製品検査（ラボテスト）の手続〕

製品検査（ラボテスト）を受けようとする者は下記の書類及び人工芝のサンプルを本協会に提出し、検査費用（実費）を負担するものとする。

1. 申請書類

- 1=1.申請書（様式=1）
- 1=2.人工芝関連資料（様式=2）
- 1=3.登記簿謄本（外国企業の場合はこれに準ずる公的書類）

2. サンプル

- 2=1.人工芝試験片（2m×2m程度）
- 2=2.充填物

製品検査（ラボテスト）は本協会施設委員会が所管し、本協会が指定する検査機関（以下、「指定検査機関」という）にて実施する。

検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。

申請者は人工芝の製造、販売または輸入を業とする企業とする。

申請者は国内に事務所を有する企業とする。

第5条〔製品検査（ラボテスト）の結果〕

製品検査（ラボテスト）の結果、指定検査機関の検査により基準値を満たすものと認められた場合には指定検査機関は製品検査完了証明書を申請者に発行するものとし、申請者はこれを本協会に提出しなければならない。

製品検査完了証明書の効力は当該製品と同一性を有する製品に限り無期限で認められる。但し、品質、名称等の異なる製品には及ばないものとする。

検査項目、基準値及び検査方法の変更があった場合には、既に製品検査完了証明書が発行されている製品であっても、改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、新

(新)

第1条〔本規程の目的〕

本規程は、財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）基本規程第177条にもとづき、JFA ロングパイル人工芝ピッチの公認制度（以下、「本制度」という）に関する事項について定める。

第2条〔本制度の目的〕

本制度はサッカーの競技に適した人工芝を敷設したピッチを公認し、競技者がより快適にプレーできる環境を提供することを目的とする。

本制度により定める基準は、人工芝及びピッチのサッカー競技への適合性を判断することを目的とする。

第3条〔人工芝に関する条件〕

公認を受けようとするピッチには次条以下に定める製品検査（ラボテスト）を完了した人工芝を敷設しなければならない。

第4条〔製品検査（ラボテスト）の手続〕

製品検査（ラボテスト）を受けようとする者は下記書類を本協会に提出する。尚、人工芝のサンプルは検査機関へ提出し、検査費用（実費）を負担するものとする。

1. 申請書類

- 1.JFA 製品検査申請書（様式 1）
- 2.ロングパイル人工芝製品仕様（様式 2）
- 3.登記簿謄本（外国企業の場合はこれに準ずる公的書類）

2. サンプル

- 1.人工芝試験片（1m×1mを2枚）
- 2.充填物

製品検査（ラボテスト）は本協会施設委員会が所管し、本協会が指定する検査機関（以下、「指定検査機関」という）にて実施する。

検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。

申請者は人工芝の製造、販売または輸入を業とする企業とする。

申請者は国内に事業所を有する企業とする。

第5条〔製品検査（ラボテスト）の結果〕

製品検査（ラボテスト）の結果、指定検査機関の検査により基準値を満たすものと認められた場合には製品検査完了証を申請者に発行するものとする。

製品検査完了証の効力は当該製品と同一性を有する製品に限り無期限で認められる。但し、品質、名称等の異なる製品には及ばないものとする。

検査項目、基準値及び検査方法の変更があった場合には、既に製品検査完了証明証が発行されている製品であっても、改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、新

たな製品検査完了証明書の発行を受けなければならないものとする。

同一の製品であっても、欠陥・瑕疵等により明らかに基準値を満たさないものと本協会が判断する場合には、本協会は製品検査完了証明書の効力の一時停止または失効を宣言することができる。失効を宣言された場合には、当該製品について改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、製品検査完了証明書の発行を受けなければならないものとする。

申請者は、人工芝がフィールドに敷設された後も、施設管理者との保守契約の締結、アフターサービス基準の設定等により、人工芝の品質が保持されるよう努めなければならない。

第6条〔公認の申請〕

公認を受けようとする者は、本協会に下記の書類を提出し、検査費用（実費）を負担するものとする。

1=1.申請書（様式=3）

1=2.人工芝ピッチ図面（様式=4）

1=3.人工芝関連資料（様式=2）

1=4.製品検査完了証明書（写）

公認は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。

検査（フィールドテスト）は指定検査機関に本協会が委託して実施する。

検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。

申請者は施設所有者とする。

第7条〔公認の結果〕

指定検査機関の検査（フィールドテスト）の結果については本協会から申請者に通知する。

本協会は公認された申請者に対して公認証を発行する。

公認されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認及び免責事項に関する表示をしなければならない。

第8条〔公認料〕

公認された申請者は本協会に対して30万円の公認料を支払うものとする。

第9条〔公認の有効期間〕

公認の有効期間は公認証の発行を受けた日より3年とする。

第10条〔公認の更新〕

公認の有効期間後の更新を希望する申請者は、本協会に対して申請し、新たに所定の検査（フィールドテスト）を受けるものとする。

たな製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。

同一の製品であっても、欠陥・瑕疵等により明らかに基準値を満たさないものと本協会が判断する場合には、本協会は製品検査完了証の効力の一時停止または失効を宣言することができる。失効を宣言された場合には、当該製品について改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。

申請者は、人工芝がフィールドに敷設された後も、施設管理者との保守契約の締結、アフターサービス基準の設定等により、人工芝の品質が保持されるよう努めなければならない。

第6条〔公認の申請〕

公認を受けようとする者は、本協会に下記の書類を提出し、検査費用（実費）を負担するものとする。

1.JFAピッチ公認申請書（様式 3）

2.製品検査完了証明書（写）

3.工程表（人工芝敷設を含むもの）

4.人工芝ピッチ平面図

公認は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。

検査（フィールドテスト）は指定検査機関に本協会が委託して実施する。

検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。

申請者は施設所有者とする。

第7条〔公認の結果〕

指定検査機関の検査（フィールドテスト2回）の結果については本協会から申請者に通知する。

本協会は公認された施設所有者に対して公認証を発行する。

公認されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。

第8条〔公認料〕

公認された申請者は本協会に対して30万円（別途消費税）の公認料を支払うものとする。

第9条〔公認の有効期間〕

公認の有効期間は公認証の発行を受けた日より3年とする。

第10条〔公認の更新〕

公認の更新を希望する申請者は公認期限の4ヶ月前の月末までに、下記の書類を本協会に提出しなければならない。尚、期限までに公認の更新を希望しない場合は公認を取り消すものとする。提出なき場合、更新を希望しないものとみなし、原則として公認を取り消すものとする。

1. JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書(様式3(1/3)のみ)

2. JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書(様式4)

公認の更新を希望する申請者は、申請後から公認期限までに検査（フィールドテスト1回）を受けるものとし、検査費

第 11 条〔保守管理〕

公認を受けた施設管理者は、公認の有効期間中、ピッチ及び人工芝の保守管理を継続し、ピッチ及び人工芝の品質を保持しなければならない。

公認を受けた施設管理者は、適切な散水態勢をとり、ピッチ上の温度管理に留意するとともに、選手及び関係者に対し、休憩時間の確保、水分の補給等につき指導しなければならない。

第 12 条〔公式試合の実施〕

公認を得た「JFA 公認ロングパイル人工芝ピッチ」での公式試合の実施については別途定めるところによる。

第 13 条〔免責〕

本協会は、ピッチ及び人工芝の安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証を行わない。

ピッチ及び人工芝の瑕疵・欠陥またはこれらに関連する健康被害については、施設管理者が一切の責任を負うものとする。

第 14 条〔違反の効果〕

公認を受けた施設管理者が本規程に違反した場合には、本協会は当該施設管理者に対し、指導勧告、警告、公表措置、本協会の公式試合の会場指定取消、公認の全部又は一部取消

用(実費)を負担するものとする。

公認の更新は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。

検査(フィールドテスト)は指定検査機関に本協会が委託して実施する。

検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。

申請者は施設所有者とする。

第 11 条〔公認の更新結果〕

指定検査機関の検査(フィールドテスト)の結果については本協会から申請者に通知する。

本協会は更新された施設所有者に対して公認証を発行する。

公認の更新されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。

第 12 条〔公認の更新料〕

公認が更新された申請者は本協会に対して 10 万円(別途消費税)の公認料を支払うものとする。

第 13 条〔公認の更新有効期間〕

公認の更新有効期間は旧公認証の有効期限の翌日より 3 年とする。

第 14 条〔公認の期間中改修工事〕

公認(更新)期間中に施設所有者の都合により改修工事を行なう場合は本協会の指導を受けなければならない。

第 15 条〔保守管理〕

公認(更新)を受けた施設所有者は、公認の有効期間中、ピッチ及び人工芝の保守管理を継続し、ピッチ及び人工芝の品質を保持しなければならない。

公認(更新)を受けた施設所有者は、適切な散水態勢をとり、ピッチ上の温度管理に留意するとともに、選手及び関係者に対し、休憩時間の確保、水分の補給等につき指導しなければならない。

第 16 条〔公式試合の実施〕

公認(更新)を得た「JFA 公認ロングパイル人工芝ピッチ」での公式試合の実施については別途定めるところによる。

第 17 条〔免責〕

本協会は、ピッチ及び人工芝の安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証を行わない。

ピッチ及び人工芝の瑕疵・欠陥またはこれらに関連する健康被害については、施設所有者が一切の責任を負うものとする。

第 18 条〔違反の効果〕

公認(更新)を受けた施設所有者が本規程に違反した場合には、本協会は当該施設所有者に対し、指導勧告、警告、公表措置、本協会の公式試合の会場指定取消、公認の全部又は一

の措置をとることができる。

前条の措置をとる場合には、対象となる施設管理者の聴聞を実施するものとする。

第 15 条〔改正〕

この規程の改正は理事会の決議に基づきこれを行う。

第 16 条〔施行〕

本規程は、平成 15 年 9 月 10 日から施行する。

部取消の措置をとることができる。

前条の措置をとる場合には、対象となる施設所有者の聴聞を実施するものとする。

第 19 条〔改正〕

この規程の改正は本協会 理事会の決議に基づきこれを行う。

第 20 条〔施行〕

本規程は、平成 15 年 10 月 19 日から施行する。

本規程は、平成 19 年 3 月 8 日から施行する。

(別記2)

公認施設等利用実態調査

施設委員会において、JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認施設等に対する利用実態調査を、次のとおり、実施した。

所有者に対するアンケート

実施期間：2006年4月～6月

回答数：24施設

対象施設：公認21施設、非公認3施設（2001年9月～2005年7月完成）

使用者に関するアンケート

実施期間：2006年6月～7月

回答者数：394名

対象施設：公認7施設、非公認1施設（2004年3月～2005年7月完成）

既存のピッチについての性能評価（フィールドテスト）

実施期間：2006年5月～7月

対象施設：公認5施設、非公認4施設（2001年9月～2005年6月完成）

現地ヒアリング調査

実施期間：2006年10月～2007年2月

対象施設：公認施設4施設、非公認施設2施設

< 調査結果概要 >

(選手に対する特性)

項目	調査結果概要
衝撃吸収性	上記調査結果に基づき、更新時データの変更の必要なし。
垂直方向変形	上記調査結果に基づき、更新時データの変更の必要なし。
トラクション	上記調査結果に基づき、更新時データの変更の必要なし。
靴底の滑り性	上記調査結果に基づき、更新時データの変更の必要なし。

(ボールに対する特性)

項目	調査結果概要
垂直反発高さ	上記調査結果に基づき、更新時データの変更を行う。基準値の変更による本規程が想定するプレーヤーへの影響は許容範囲内。
転がり距離	上記調査結果に基づき、更新時データの変更を行う。基準値の変更による本規程が想定するプレーヤーへの影響は許容範囲内。
バウンド時の速度	上記調査結果に基づき、更新時データの変更を行う。基準値の変更による本規程が想定するプレーヤーへの影響は許容範囲内。

以上